

平成29年度社会福祉法人岩倉市社会福祉協議会事業計画

基本方針

少子高齢社会、人口減少社会を迎え、労働人口の減少等により社会生活を営む上で、福祉面、経済面が十分に対応しきれていない状況にあり、貧困、虐待、孤立死など解決になかなか至らない課題が現れています。

また、コミュニティの基礎単位である家族形態において、単身世帯、高齢者のみ世帯の増加や生活困窮、認知症などにより地域社会から孤立し、社会生活上の困難を有する人々が増加してきています。

さらに、価値観の多様化や個人の生き方を大切にする一方で、社会全体の規範意識の低下や人とのかかわりや地域とのかかわりが希薄化してきています。

これら現在の課題は、複雑化してきており、さまざま専門家、地縁団体、住民などによる地域全体での支援が求められています。

本会の基本理念である「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指すため、ボランティアセンター事業、支会活動事業を軸として住民、行政等と協働し、地域福祉を推進していきます。

特に、平成29年4月施行の社会福祉法改正による社会福祉法人改革を踏まえ、法人事業、介護事業の運営について積極的に見直しを図り、地域に必要とされる事業の取り組みを行います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）が本格的にスタートし、生活支援コーディネーターの配置を行い、地域で必要とされる事業の推進を図るとともに地域包括支援センターが各機関との連携に努め地域包括ケアシステムの推進の中心的な役割を担うよう推進していきます。

重点目標

1 信頼される法人経営

この度の社会福祉法人制度の改革に伴い、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化が求められます。これに対応し、地域に信頼される法人経営に努めていきます。

また、広報等による活動内容の周知を図るとともに、行事等を通じて社会福祉協議会の認知度の向上に努めていきます。

2 暮らしやすい地域づくり

住民の主体的な福祉活動が積極的に行われるよう支援していくとともに、7つの支会活動の活性化を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを支援します。

3 地域を支える人づくり

ボランティアセンターを中心に、地域福祉を担うボランティアの育成と、幅広い世代のボランティア活動への参加促進を図ります。

また、広報紙、ホームページなどによりボランティア活動の情報提供を行います。

4 質の高い福祉サービスの推進

個人の尊厳を大切にしたい、利用者本位の質の高いサービスの提供を推進します。

また、日常生活に不安を抱える世帯への相談、支援の推進に努めます。

5 介護事業の対応

平成29年度から生活支援コーディネーターの配置を始め、介護予防・日常生活総合支援事業（新しい総合事業）に取り組みます。

また、訪問介護事業等の介護事業については、職員の高齢化等により職員配置が厳しいものとなっているため、人材確保に努めるとともに、積極的な事業の見直しを行い、適切な事業運営の推進に努めます。

6 地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステムの推進の中心的な役割を果たすとともに、新たに認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員事業の受託をし、認知症支援の推進に努めます。

事業内容

第1 社会福祉事業

1 法人運営事業

(1) 法人運営事業

- ア 理事会及び評議員会の適切な運営
- イ 会員の加入促進による安定した自主財源の確保
- ウ 研修等による職員の人材育成
- エ 広報紙の発行（共同募金配分金事業）と、市広報及び報道機関等への各種事業紹介
- オ ホームページでの啓発及び各種事業紹介
- カ 福祉サービスに対する苦情への適切な対応
- キ 個人情報保護の周知・徹底化

(2) 献血事業

- ア 献血の啓発と実施

2 地域福祉活動推進事業

(1) 支会活動事業

- ア 支会活動推進委員会の開催と、地域住民による地域の実情に合わせた支会活動の推進
- イ 地域とのふれあいとつながりを築く「ふれあい・いきいきサロン」の実施
- ウ 使用済み切手等の収集活動

(2) 福祉機器貸出事業

- ア 在宅介護用福祉機器の貸出等

3 地域福祉計画推進事業

- ア 地域福祉の総合的な計画である地域福祉計画の住民、行政との協働による推進
- イ 第2期地域福祉計画の策定（平成28年度・29年度事業）

4 ボランティアセンター運営事業

(1) ボランティアセンター事業

ア ボランティアセンター運営委員会によるボランティアセンターの運営や啓発活動、福祉教育講座の開催（共同募金配分金事業）

イ ボランティア養成講座の開催

（ア）情報保障に関するボランティア養成講座（共同募金配分金事業）

（イ）地域福祉事業（共同募金配分金事業）

ウ ボランティア相談・登録・あっせん活動

エ 各種ボランティア活動団体への支援・協力

オ ボランティア連絡協議会への支援（共同募金配分金事業）・協力

カ ボランティア活動用備品機材貸出

キ レクリエーション用品貸出

ク ボランティア活動保険の受付窓口

ケ 福祉フェスティバルの開催による福祉とボランティアの啓発（共同募金配分金事業）

コ 災害ボランティア活動事業

（ア）地域ボランティア支援本部の設置訓練

（イ）地域ボランティア支援本部運営資機材の整備

（ウ）災害ボランティア活動に関する支援

(2) 福祉教育事業

ア 福祉実践教室の開催（共同募金配分金事業）

イ 青少年等ボランティア福祉体験学習の開催（共同募金配分金事業）

5 いきいき介護サポーター事業（市受託事業）

ア 介護サポーター活動を通しての介護予防等の取り組みを支援

6 共同募金配分金事業

(1) 高齢者福祉事業

ア 介護者のつどいの開催

(2) 障害者福祉事業

ア スポーツフェスティバルの開催

- イ 夢コンサートの開催
- ウ ニューミックステニス大会への助成
- エ おもちゃ図書館の運営
- (3) 児童・青少年福祉事業
 - ア 福祉実践教室の開催（再掲）
- (4) 福祉育成・援助事業
 - ア 広報紙の発行（再掲）
 - イ 火災住居への見舞金
- (5) ボランティア育成事業
 - ア ボランティアセンターの運営（再掲）
 - イ ボランティア養成講座の開催（再掲）
 - (ア) 情報保障に関するボランティア養成講座（再掲）
 - (イ) 地域福祉事業（再掲）
- (6) 各種福祉団体等への助成事業
- (7) 歳末たすけあい配分金事業
 - ア ひとり暮らし高齢者事業
 - イ 介護者手当受給者や障害者施設入所者への義援金等の配付
 - ウ 児童福祉施設通所者へ義援金等の配布

7 資金貸付事業

- (1) 貸付相談支援業務
- (2) 生活福祉資金貸付事業
 - ア 総合支援資金貸付
 - イ 福祉資金貸付
 - ウ 教育支援資金貸付
- (3) 暮らし資金貸付事業
- (4) 出産資金貸付事業
- (5) 法外貸付事業

8 福祉サービス利用援助事業

- (1) 日常生活自立支援事業の推進（県社会福祉協議会受託事業）

9 訪問介護事業

- (1) 訪問介護事業（介護保険事業）
- (2) 第一号訪問事業（介護予防・日常生活支援総合事業）
- (2) ひとり親家庭等日常生活支援事業（市受託事業）
- (3) 老人ホームヘルプ事業（市受託事業）

10 障害福祉サービス事業（障害者総合支援法事業）

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業

11 居宅介護支援事業

- (1) 居宅介護支援事業（介護保険事業）

12 生活支援コーディネーター事業（新規）

13 基金運営事業

- (1) 社会福祉基金運営事業
- (2) 児童健全育成ボランティア基金運営事業
- (3) 介護運用積立基金運営事業

第2 公益事業

1 岩倉市ふれあいセンター事業（市受託事業）

- (1) 岩倉市ふれあいセンター利用許可等に関する業務
- (2) 岩倉市ふれあいセンター維持管理業務

2 岩倉市地域包括支援センター事業（市受託事業）

- (1) 地域支援事業
 - ア 包括的支援事業
 - (ア) 介護予防ケアマネジメント業務
 - (イ) 総合相談支援業務

- (ウ) 権利擁護業務
- (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- イ 地域包括ケアシステムの推進
- ウ 認知症初期集中支援チーム（新規）
- エ 認知症地域支援推進員（新規）
- (2) 予防支援事業
 - ア 指定介護予防支援事業

3 岩倉東部域包括支援センター事業（市受託事業）

- (1) 地域支援事業
 - ア 包括的支援事業
 - (ア) 介護予防ケアマネジメント業務
 - (イ) 総合相談支援業務
 - (ウ) 権利擁護業務
 - (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - イ 地域包括ケアシステムの推進
 - ウ 認知症初期集中支援チーム（新規）
- (2) 予防支援事業
 - ア 指定介護予防支援事業